

県内拠点の強化・拡充される企業の 皆さんへの支援制度をご活用ください

概要

- (1) 形態
- ① 移転型…東京23区内から本社機能等を県内に移転
 - ② 拡充型…県内にある企業の本社機能等の強化・拡充

本社機能等とは、「調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門」、「研究所」、「研修所」をいいます。

(2) 手続き

- ・工事着工前に**施設整備計画を作成いただき、県知事に申請**してください。
- (※) 減税制度の活用には県知事からの認定を受けることが必要です。

計画認定期間は、H27～H31年度です。

計画認定期間が2年間延長（H29年度→H31年度）

【主な認定要件】

- ・計画期間中^{*1}に当該本社機能等の**従業員数が5人（中小企業は2人）以上増加することが必要**です。

(*1) 計画期間は、H27.10.2～H34.3.31の間で設定いただけます。

(3) 主な支援内容（支援1、支援2はどちらかを**選択適用**）

【支援1】 設備投資（オフィス）減税

- 対象：事務所・研究所などの建物等
- 要件：取得価格2千万円以上（中小企業は1千万円以上）
- 支援内容：

大企業 10人→5人
中小企業 5人→2人
へ要件緩和されました。

	①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し	特別償却 25% または 税額控除 7%	特別償却 15% または 税額控除 4%

【支援2】 雇用促進税制の拡充

- 対象：各事業年度における当該施設の増加雇用者（法人全体の雇用者純増数が上限）
- 要件：当該施設で雇用者（非正規除く）2人以上増加
- 支援内容：当該施設の増加雇用者1人あたり、以下の税額を控除

	①移転型		②拡充型	
(i) 法人全体の雇用者増加率	5%以上の 場合	5%未満の 場合	8%以上の 場合	8%未満の 場合
無期雇用かつフルタイムの新規雇用者	60万円/人	30万円/人	60万円/人	30万円/人
他の事業所からの転勤者または新規雇用者数の4割に達するまでの非正規の新規雇用者	50万円/人	20万円/人	50万円/人	20万円/人
(ii) (i)に加えて	30万円/人を 最大3年間継続		—	

【支援3】 地方税の軽減

○対象：土地、建物、構築物、機械装置

○要件：建物、構築物及び機械装置の取得価額の合計額が38百万円以上
(中小企業は19百万円以上)

○支援内容：

		①移転型	②拡充型
県税	法人事業税	課税免除 【3年間】	—
	不動産取得税	課税免除	1/10に軽減
市町村税	固定資産税	課税免除 【3年間】	1年目:1/10に軽減 2年目:1/3 " 3年目:2/3 "

※標準税率は各自治体にご確認ください。

上記の他に以下の **企業立地助成制度**も活用できます。

●民間研究所の新・増設への助成（助成額＝対象経費×助成率）

対象業種	助成対象	交付要件		助成率	限度額
		投資額	研究者数*1		
自然科学 研究所 (試験、開発 研究等)	土地 建物 設備	1億円以上	10～29人	対象経費の15%	1.5億円
			30人以上		
			60人以上	対象経費の20%	5億円*2

(*1)「成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)」に該当し、施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、研究者数の雇用要件を1/2に緩和。

(*2)知事が特に必要と認めた場合

●研究者等の雇用に対する助成（助成額＝50万円×新規雇用者数）

助成対象	交付要件		助成額	限度額
	投資額	新規雇用者数		
自然科学研究所 の研究者	3千万円以上	10人以上	50万円/人	1億円

●本社機能の県外からの移転に対する助成（助成額＝対象経費×助成率）

助成対象	交付要件		助成率	限度額
	投資額	新規雇用者数		
土地 建物 設備	5千万円以上	5人以上(中小企業2人以上)	対象経費の 10%	5億円
	100億円以上	60人以上		30億円*3

(*3)知事が特に必要と認めた場合